

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第52号	
事故等名	衝突（のり養殖施設）	
発生日時	平成22年2月7日（日） 10時30分ごろ	
発生場所	愛媛県西条市壬生川港（ <small>にゅうがわ</small> ） 壬生川港壬生川西防波堤灯台から真方位022°260m付近（概位 北緯33°57.5′ 東経133°06.7′）	
事故等調査の経過	平成22年4月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 モーターボート 第3大生丸、2.2トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 281-41767（検査済票番号）、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、二級小型船舶操縦士・特殊船舶操縦士・特定</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 本船：プロペラ軸ブラケットの損傷 のり養殖施設：のり網及びロープの一部切断</p>	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人8人を同乗させ、壬生川港に設置されたのり養殖施設付近を速力約10ノットで手動操舵により北東進中、平成22年2月7日10時30分ごろのり養殖施設に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 低潮期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、壬生川港内の左舷側に所在するのり養殖施設に沿って航行中、船長が、操舵室内の物を取ろうとして誤って舵輪を左に回したため、左転してのり養殖施設に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、壬生川港内の左舷側に所在するのり養殖施設に沿って航行中、船長が操舵室内の物を取ろうとして誤って舵輪を左に回したため、左転してのり養殖施設に衝突したことにより発生したものと考えられる。	